平成２２年（フ）第２５９１号
名古屋市港区正保町３丁目１番地　正保荘１棟601号
債務者　浦里　智子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０１８号
神戸市垂水区清水が丘３丁目10番７―205号
債務者　有賀　一弥
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０２６号
神戸市東灘区本山南町６丁目１番21号601号、従前の住所神戸市東灘区甲南町４丁目９番15号　甲南第５―306号
債務者　森　　茂勇
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１４４号
神戸市東灘区魚崎北町１丁目７番10号、従前の住所兵庫県芦屋市山手町16番12号
債務者　田寺　由佳
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１５４号
神戸市東灘区深江北町１丁目16番18―107号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町西河原34番地
債務者　大月　英司
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１７６号
神戸市北区桂木３丁目32番地の１コスモコート神戸北町206号
債務者　森脇　民子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８６号
神戸市中央区国香通６丁目１番12号メゾンユキ１Ａ
債務者　長野　　貢
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２００号
神戸市長田区若松町４丁目２番15―605号
債務者　河本　慶子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２１９号
神戸市垂水区城が山１丁目13番28号
債務者　六車　美春
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７０号
広島県福山市伊勢丘７丁目21番24号
債務者　瀬戸　寛子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２８６号
広島県福山市鞆町後地1060番地１　２―18、旧住所広島県福山市西新涯町１丁目17番６号サンハイツゆうＢ201
債務者　古志　英俊
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３５１号
青森市金沢１丁目１番13号　ラフォーレⅡ―101、申立時の住所青森市大字大野字金沢５番地30
債務者　坂本　重一
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
青森市長島４丁目14番14号　坂本アパート101号、申立時の居所青森市長島４丁目14―19、申立時の住民票上の住所青森市大字大野字金沢５番地30
債務者　坂本　幸政
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７６号
青森市古館１丁目９番34号　レジデンスビューティーＤ―102
債務者　佐藤　　司
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８１号
青森市西滝２丁目31番15号
債務者　小泉　隆俊
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
青森県弘前市大字前坂字赤井164番地４
債務者　寺嶋　直人
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
青森地方裁判所弘前支部